

松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の使用に関する要綱

平成22年3月31日

告示第104号

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」(以下「キャラクター」という。)の使用許可等に関し必要な事項を定めることにより、キャラクターの適正な活用を図り、もって本市のPR及び活性化等に資することを目的とする。

(キャラクターの図柄)

第2条 キャラクターの図柄は、別に定めるデザインマニュアルのとおりとする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とすることその他独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の政党、思想若しくは宗教の活動を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種が使用する場合。
- (6) その他市長が使用について適当でないと認める場合

(使用届等)

第5条 キャラクターを使用しようとする者(以下「使用希望者」という。)は、次に掲げる場合を除き、あらかじめちゃちゃも使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者が業務のために使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他使用届提出の必要がないと市長が認める場合

2 前項の規定にかかわらず、使用希望者が営利を目的としてキャラクターを使用しようとするときは、あらかじめちゃちゃも使用(変更)許可申請書(様式第2号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可等)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用又は使用の変更を許可するときは、ちゃちゃも使用（変更）許可通知書（様式第3号）により使用希望者に通知し、使用又は使用の変更を許可しないときは、ちゃちゃも使用（変更）不許可通知書（様式第4号）により使用希望者に通知するものとする。

2 市長は、キャラクターの使用の許可を決定するにあたり、松阪市ちゃちゃも使用許可審査会に意見を聴くことができる。

3 市長は、キャラクターの使用に関し、必要な条件を付することができる。

4 第2項に規定する松阪市ちゃちゃも使用許可審査会については、別に定める。

（使用上の遵守事項）

第7条 第5条の規定による届出を行った者及び前条第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（1）届出を行った内容又は許可を受けた内容にのみ使用すること。

（2）市長が付した使用条件に従うこと。

（3）キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

（4）使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと

（5）キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。

（6）デザインマニュアルに従って、適正に使用すること。

（使用の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の中止若しくは停止又は許可の取消し（以下「使用の取消し」という。）を行うことができるものとし、使用者にちゃちゃも使用取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（1）使用者が使用条件に違反したとき。

（2）使用届の内容又は使用許可若しくは使用変更許可に係る申請の内容に虚偽、不正等があったとき。

（3）第7条の規定に違反することとなったとき。

2 前項の規定により使用の取消しを受けた者は、当該使用届出又は使用許可に係る物件（以下「使用物件」という。）をいかなる場合にあっても使用してはならない。

3 市長は、使用の取消しを受けた者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収等、使用の取消しに伴い発生する費用の一切は、使用の取消しを受けた者が負担するものとする。

（損害賠償）

第9条 前条第1項各号のいずれかに該当した者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（責任の制限）

第10条 キャラクターの使用（使用の取消しを受けた場合を含む。）により使用者又は第

三者に損害、損失等が生じた場合は、使用者の責任及び負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年7月30日告示第236号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第85号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

（宛先）松阪市長

届出者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者

印

Tel

Fax

ちゃちゃも使用届

次のとおり、松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」を使用したいので届け出ます。

記

1. 使用目的
2. 使用物件（品目など具体的に）
3. 使用期間及び数量

添付書類

1. 「ちゃちゃも」の使用の形態及び使用に係る企画の内容がわかるもの
2. 団体等の概要がわかるもの

（宛先）松阪市長

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者

印

Tel

Fax

ちゃちゃも使用（変更）許可申請書

松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の使用（使用の変更）をしたいので、次のとおり申請します。

記

1. 使用目的
2. 使用物件（品目など具体的に）
3. 使用期間及び数量
4. 価格
5. 変更内容（変更の場合に記入してください）
6. 変更理由（変更の場合に記入してください）
許可番号第 号
理由：

添付資料

1. 「ちゃちゃも」の使用の形態及び使用に係る企画の内容がわかるもの
2. 団体等の概要がわかるもの

様

松阪市長

印

ちやちやも使用（変更）許可通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった松阪市マスコットキャラクター「ちやちやも」の使用（変更）許可申請について、使用（変更）を許可しますので、松阪市マスコットキャラクター「ちやちやも」の使用に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者

1. 使用目的

2. 使用物件（品目など具体的に）

3. 使用期間及び数量

4. （変更の場合）変更を許可した事項

5. 使用条件

- この使用許可については、上記の内容以外に「ちやちやも」を使用してはならない。
- その他法令並びに松阪市の条例、規則及び松阪市マスコットキャラクター「ちやちやも」の使用に関する要綱の規定を遵守しなければならない。

様

松阪市長

印

ちやちやも使用（変更）不許可通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった松阪市マスコットキャラクター「ちやちやも」の使用（変更）許可申請について、使用（変更）を許可しないこととしましたので、松阪市マスコットキャラクター「ちやちやも」の使用に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者

1. 使用目的
2. 使用物件（品目など具体的に）
3. 使用期間及び数量
4. （変更の場合）変更内容
5. 使用（変更）を許可しない理由

第 号
令和 年 月 日

様

松阪市長

㊟

ちやちやも使用取消通知書

令和 年 月 日付け 許可番号第 号で許可した 松阪市マスコットキャラクター
ク で 届 出 の あ っ た

ター「ちやちやも」の使用について、使用を取り消しましたので、松阪市マスコットキャラクター「ちやちやも」の使用に関する要綱第8条の規定により通知します。

記

使用者

住所又は所在地

団体等の名称

氏名又は代表者

1. 使用目的

2. 使用物件（品目など具体的に）

3. 使用条件

4. 使用の取消しの理由

注意事項

1. 使用の取消しに係る使用物件については、使用してはならない。
2. 使用の取消しに係る使用物件について、回収を求めることがあります。
3. 使用物件の回収等、使用の取消しに伴い発生する費用の一切は、使用者が負担するものとします。